

**鳥取県告示第425号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年6月19日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 施行者の名称  
湯梨浜町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
羽合都市計画下水道事業 湯梨浜町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和52年12月16日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
追加する部分  
湯梨浜町大字田後字井尻の一部